

令和 6 年 8 月 8 日
新開発食品調査部会長決定

1. 目的

昨今、「ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領」（令和元年 9 月 19 日付 厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官決定）に基づくゲノム編集技術応用食品及び添加物（以下「ゲノム編集技術応用食品等」という。）の届出数が増加傾向にあるが、これらの届出には、遺伝子組換え食品及び添加物（以下「遺伝子組換え食品等」という。）に該当し得る品目もあるが、これに該当するか否かの判断には専門的な知識が必要になる。また近年、遺伝子組換え、ゲノム編集等の技術を応用して製造・加工された食品も多様化しており、これらの定義、安全性の確保についても整理する必要がある。

そのため、食品衛生基準審議会規程（令和 6 年 4 月 10 日食品衛生基準審議会決定）第 9 条第 1 項に基づき、新開発食品調査部会の下に「遺伝子組換え食品等調査会」を設置する。

2. 審議事項

- （１）届出されたゲノム編集技術応用食品等の遺伝子組換え食品等への該当性に係る判断基準の整理
- （２）上記判断基準に基づく届出されたゲノム編集技術応用食品等の遺伝子組換え食品等への該当性の判断
- （３）遺伝子組換え食品等又はゲノム編集技術応用食品等に該当する食品又は添加物（以下「食品等」という。）の範囲の整理
- （４）遺伝子組換え、ゲノム編集等の技術を応用して製造・加工された食品等の安全性確保に関する事項
- （５）遺伝子組換え食品等の製造基準への適合性
- （６）上記に掲げる事項のほか、新開発食品調査部会長が本調査会での審議が必要と認める事項

3. 組織

- （１）本調査会の座長（以下「調査会長」とする。）は、調査会を構成する委員の互選により選出する。
- （２）審議に当たっては、議題の内容等に応じて、調査会長の判断により、本調査会に属さない委員又は臨時委員若しくは専門委員及び外部から招致する参考人に出席を求めることができる。
- （３）新開発食品調査部会の部会長は、本調査会における審議結果について、必要に応じ

て、新開発食品調査部会へ報告を求めることができることとする。

4. 事務局

本調査会の事務は、消費者庁 食品衛生基準審査課 新開発食品保健対策室が行う。

5. その他

この要綱に定めるもののほか、本調査会の運営に関して重要な事項は、調査会長が定めることができる。